

## 小川北学区義務教育学校開校準備委員会の傍聴に関する取扱い基準

### (趣旨)

第1条 この基準は、小川北学区義務教育学校開校準備委員会（以下「委員会」という。）の傍聴に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (傍聴の手続)

第2条 会議を傍聴しようとする者（以下「傍聴希望者」という。）は、所定の場所で自己の氏名及び住所を受付簿（別記様式）に記入しなければならない。

### (傍聴の受付)

第3条 傍聴の受付は、委員会の開始時刻の15分前から開始時刻まで行う。

### (傍聴人の定員)

第4条 委員長は、委員会の開催場所の規模等に委員会を傍聴できる者（以下「傍聴人」という。）の数を制限することができる。

2 傍聴希望者が前項に規定する員数を超えるときは、抽選により傍聴人を決定する。

### (傍聴できない者)

第5条 次の各号のいずれかに該当する者は、委員会を傍聴することができない。

- (1) 酒気を帯びている者
- (2) 委員会の妨害になると認められる器物を携帯している者
- (3) 前2号に掲げる者のほか、委員長が傍聴を不相当と認めた者

### (傍聴人の遵守事項)

第6条 傍聴人は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) みだりに傍聴席を離れないこと。
- (2) 私語、談話又は拍手等をしないこと。
- (3) 議事に批判を加え、又は賛否を表明しないこと。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、委員会の妨害となるような挙動をしないこと。

### (写真、映画等の撮影及び録音等の禁止)

第7条 傍聴人は、傍聴席において写真、映画等を撮影し、又は録音等をしてはならない。ただし、特に委員長の許可を得たときは、この限りでない。

### (係員の指示)

第8条 傍聴人は、すべて係員の指示に従わなければならない。

### (違反に対する措置)

第9条 傍聴人がこの基準に違反するときは、委員長はこれを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

### (補則)

第10条 この基準に定めるもののほか、委員会の運営上、傍聴に関し必要な事項が生じたときは、委員長が定める。

### 附 則

この基準は、平成30年7月4日から施行する。